

情報開示の拡充

検討チームの報告において、消費者が保険会社のソルベンシー評価を正しく理解するためには、開示の方法に関しても工夫していく必要があると指摘されていることを踏まえ、開示項目のうち、リスク、マージンに関する細目を見直すなど、所要の改正を行う。

現行制度	見直し案
〔マージンの細目〕 - 純資産(社外流出額、評価・換算差額等を除く) - 価格変動準備金 <u>危険準備金、異常危険準備金</u> - 一般貸倒引当金 - その他有価証券の評価損益×90%(評価損の場合は100%) - 土地の評価損益×85%(評価損の場合は100%) <u>持込資本金等、負債性資本調達手段</u> - 意図的保有による控除額 - その他 〔リスクの細目〕 - 保険リスク - 予定利率リスク <u>2の2 最低保証リスク</u> - 資産運用リスク - 経営管理リスク - 巨大災害リスク	〔マージンの細目〕 - 資本金又は基金等(社外流出額、評価・換算差額等を除く) - 価格変動準備金 <u>危険準備金</u> <u>3の2 異常危険準備金</u> - 一般貸倒引当金 - その他有価証券の評価損益×90%(評価損の場合は100%) - 土地の評価損益×85%(評価損の場合は100%) <u>6の2 保険料積立金等のうち全期チルメル式責任準備金を超える額</u> (6の3 持込資本金等) - 負債性資本調達手段 - 意図的保有による控除額 - その他 (注)従前の「9 その他」から「6の2」が独立。 〔リスクの細目〕 - 保険リスク <u>1の2 第三分野の保険リスク</u> - 予定利率リスク <u>2の2 最低保証リスク</u> - 資産運用リスク - 経営管理リスク - 巨大災害リスク 〔責任準備金の内訳〕 <u>生命保険について責任準備金の内訳を追加。損害保険については従来の区分に、危険準備金を追加</u>

国際保険監督者機構「資産負債管理に関する基準」(2006 年 10 月採択)の概要

- (1) 保険会社の資産と投資行動がその負債、リスクの性質及びソルベンシーの状況に対応したものであることを確保するために、その資産と負債の状況を把握し管理するための適切な手続きが機能していることを、監督当局は求める。
- (2) 資産負債管理は、経済価値に基づくべきであり、ありうるシナリオから生じる経済価値の変化を考慮すべきである。経済価値に基づかない考慮や慣習を含む会計価値及び監督規制は、キャッシュ・フローの評価における追加的な制約として、資産負債管理の枠組みにおいて考慮されるかもしれない。
- (3) 資産負債管理に利用される指標は、保険会社の性質や環境、及び、各ビジネスラインのリスクの性質に応じたものであるべき。
- (4) 保険会社は、資産と負債の調整を必要とする全てのリスクを検証すべき。経済価値への潜在的な影響の観点から重大なリスクについては、資産負債管理の枠組みでカバーされるべきである。これらに含まれるリスクは以下の通り。
- i) 市場リスク (イ) 金利リスク(市場の信用スプレッドにおける変動を含む)、 (ロ) 株式、不動産、及び、その他の資産価格に関するリスク、
(ハ) 外国為替リスク、 (ニ) 関連する信用リスク
 - ii) 保険引受リスク iii) 流動性リスク
- (5) 保険会社は、市場リスク及び関連する信用リスクへのエクスポージャーを評価するための適切な指標を用いるべき。複雑なポートフォリオを信頼性のある形で評価するためには、より洗練されたモデルを利用すべき。
- (6) 保険会社は、新規及び既存契約に含まれているオプションに起因するリスクを評価すべき。保険契約者が適切に取り扱われることを確保しながら、オプションの影響を削減する方法を、保険会社は特定すべき。資産負債管理は、そのような埋め込みオプションが保険契約全期に亘って有する可能性のある影響を評価すべき。
- (7) 保険会社は、保険負債の支払事由に該当した際の支払を充たすために、十分な現金及び分散され売却可能な有価証券を有しているように、資産構成を行うべき。保険会社は、十分に流動性の高い資産、容易に売却可能な資産を有するか、公式の信用ファシリティーを組むことにより、通常の予測を超える支払いに対応する計画を有すべき。
- (8) 取締役会は、資産と負債の関係、保険会社全体のリスク許容度、リスク・リターンに関する要件、ソルベンシーの状況、及び、流動性に関する要件を考慮しつつ、資産負債管理に関する方針の承認を行うべき。上級管理職は資産負債管理に関する方針を実施する責任を有する。
- (9) 保険会社は、その全社的な資産負債管理戦略を策定する際には、各ビジネス単位の性質に適した資産負債管理戦略を検討すべきであり、ビジネス単位間の相互の関係を考慮すべき。
- (10) 資産負債管理の対応が必要な分野間で、密接かつ継続的な連携が行われるように、保険会社の組織化が行われるべき。組織構成は、保険会社の性質、規模及び複雑性に応じて、効果的な資産負債管理が維持できるような組織形成を可能とすべき。
実践的である限りにおいて、資産負債管理リスクやプロセスの監視は、投資、プライシング及び既存のビジネス管理の監視を行う部署と、組織的に分離がされているべき。
資産負債を行う部署の任務、役割及び責任は、明確、適切かつ保険会社内で十分に理解されるべきである。
監督当局は、資産負債管理に関する機能の相互の関連が適切かどうかを検証すべき。
- (11) 保険会社は、そのビジネスと保有しているリスクに対応した資産負債管理に関する方針のための管理・報告プロセスを作成し、実施すべき。このプロセスは密に監視され、定期的に再検討が行われるべき。